

危険物関連設備等の性能評価に係る業務規程

平成 8 年 8 月 16 日 危保規程第 3 号
改正 平成 22 年 3 月 30 日 危保規程第 5 号
最終改正 令和 6 年 11 月 14 日 危保規程第 12 号

第 1 目的

この規程は、危険物の保安に係る技術進歩に適切に対応し、合理的な保安対策の推進に資するため、危険物の貯蔵、取扱い又は運搬の保安に関して、危険物保安技術協会（以下「協会」という。）が行う性能評価に関し必要な事項を定めることを目的とする。

第 2 性能評価の対象

この規程による性能評価の対象は、危険物の貯蔵、取扱い又は運搬に係る危険物施設等の構造、設備等（ハロン代替ガス消火薬剤を使用する消火設備・機器及びウオーターミスト消火設備を除く。）及びこれらを有機的に関連づけたシステム（以下「危険物関連設備等」という。）とする。

第 3 性能評価の内容

危険物関連設備等に係る性能評価は、当該危険物関連設備等の使用目的に照らし、火災予防上又は消火活動上有効なものであることについて、次により行うものとする。

- 1 消防法令において具体的に基準が定められている危険物関連設備等（協会が現に行っている試験確認の対象品目を除く。）
当該基準に適合していることについての評価
- 2 危険物の品名・数量・倍数、貯蔵・取扱いの方法、周囲の地形その他の状況等を考慮した危険物関連設備等
火災の発生及び延焼のおそれが著しく少なく、かつ、火災等の災害による被害を最小限に止めることができるものであることの評価
- 3 予想しない特殊の構造又は設備を用いる危険物関連設備等
使用目的を同じくするものに関する基準と同等以上の効力を有するものであることの評価
- 4 その他、危険物等の保安、維持管理等に用いる危険物関連設備等
使用目的を達成することのできる一定の性能を有するものであることの評価

第 4 性能評価委員会

- 1 性能評価の公正かつ効率的な実施を図るため、協会に性能評価委員会（専門委員会を含む。以下「委員会」という。）を置く。
- 2 委員会の組織、所掌事務その他委員会の運営に関し必要な事項は、別に定める。

第 5 性能評価の申請

危険物関連設備等の性能評価を受けようとする者は、性能評価申請書に当該危険物関連

設備等の関係書類を添えて、協会の理事長（以下「理事長」という。）に申請するものとする。

第6 性能評価基準及び性能審査の委嘱等

- 1 理事長は、申請のあった危険物関連設備等の性能評価を行うため、第3（1を除く。）に掲げる評価に係る基準の作成について、委員会に委嘱することができる。
- 2 理事長は、申請のあった危険物関連設備等が消防法令の技術上の基準、前項の性能評価基準等に照らし有効な性能を有するものであることについて、委員会に審査を委嘱する。
- 3 委員会は、委嘱のあった事項について審議し、その結果に意見を付して理事長に報告するものとする。

第7 性能評価及び結果通知

- 1 理事長は、第6、3の規定による委員会の報告に基づき性能評価を行う。
- 2 理事長は、性能評価を行った結果については、申請者に対し文書により通知する。
- 3 理事長は、危険物施設の設置者等からの申請により、必要と認められる場合には、危険物関連設備等の性能評価確認書を交付することができる。

第8 定期性能調査

- 1 理事長は、性能評価を行った危険物関連設備等のうち必要と認めるものについて、理事長が定める時期ごとに調査（以下「定期性能調査」という。）を実施する。
- 2 危険物関連設備等の性能評価を受け、引き続き同一仕様の危険物関連設備等を継続して製造、販売等しようとする者（以下「危険物関連設備等製造者等」という。）は、理事長の行う定期性能調査を受けなければならない。
- 3 2の定期性能調査に係る手続き等は、第5及び第7、2に準じて行う。

第9 表示

- 1 性能評価を受け、適合と認められた危険物関連設備等のうち、理事長が必要と認めるものには、表示をするものとする。
- 2 1の表示は、危険物関連設備等製造者等の申請に基づき、理事長が交付する証票を貼付することにより行うものとする。ただし、貼付することが困難な場合には、第7、3に規定する性能評価確認書を備え付けるか、又はあらかじめ協会に登録した表示方法（印刷、押印、打刻等）により行うことができる。
- 3 2のあらかじめ協会に表示登録する場合には、危険物関連設備等製造者等が別に定めるところにより申請を行うものとする。
- 4 協会は、3の申請があった場合には、内容について審査し、支障がなければその結果について危険物関連設備等製造者等に通知するものとする。

第10 性能等の変更

性能評価を受けた者が、当該性能評価を受けた危険物関連設備等の変更を行う場合は、

次の1又は2によるものとする。

- 1 危険物関連設備等の変更の内容が当該危険物関連設備等の性能、機能等に重大な影響を及ぼすものにあつては、当該変更に係る内容の評価を受けるものとする。この場合における手続きについては、第5から第7までの規定を準用する。
- 2 危険物関連設備等の変更の内容が1に該当しないものについては、あらかじめその変更内容について理事長に申請し、その承認を受けるものとする。

第11 性能評価結果の取消し等

理事長は、性能評価を受けた者又はその関係者に、著しく不適当な行為があると認められた場合は、性能評価結果の取消し等の必要な措置を講じることができる。

性能評価結果の取消し等については、別に定めるものとする。

第12 立入調査等

理事長は、真正かつ公正な性能評価業務の遂行上必要と認める場合は、立入調査等を実施することができる。

立入調査等の実施については、別に定めるものとする。

第13 試験等の委託

理事長は、この規程による性能評価に係る業務の一部を他に委託することができる。

第14 手数料

- 1 手数料の額は、次の(1)から(6)の区分に応じ、それぞれに定める額に消費税相当額を加算した額とする。ただし、性能評価又は定期性能調査（以下この条において「性能評価等」という。）のため、協会の職員が工場等に出張する場合の手数料の額は、この額に2に定める旅費等の額を加算した額とする。

- (1) 第5に定める性能評価

2,000,000円

ただし、申請の内容に複雑・困難性を伴うことにより、第4の規定による委員会の審議が4回を超えて行う必要がある場合には、その超えた委員会の審議の回数に500,000円を乗じた額を別途加算するものとする。

- (2) 第8、1に定める定期性能調査

107,000円

- (3) 第9、2の証票（性能評価済証）の交付

1枚につき250円（ただし、特殊な様式の証票の場合は、証票ごとに理事長が別に定める額）

- (4) 第7、3に定める性能評価確認書の交付

1部につき1,000円

- (5) 第10に定める性能等の変更

ア 第10、1に該当する場合

1,000,000円

イ 第 10、2 に該当する場合

200,000 円

(6) 第 9、2 の表示の登録

評価製品の形態及び販売単位等を勘案して理事長が別に定める。

2 旅費等の額

(1) 旅費の額は、協会の職員等一人につき次に定める額の合算額とする。

ア 日当

1 日につき 2,200 円

イ 宿泊料

甲地方 1 日につき 10,900 円

乙地方 1 日につき 9,800 円

ウ 交通費相当額

(2) 外国で行う性能評価等に係る旅費等の額は、(1)にかかわらず、理事長が別に定める。

3 手数料の納付手続きについては、理事長が別に定める。

4 既に納付された手数料は、第 5 の規定による申請（第 5 を準用する場合を含む。）を受け付けた後においては、原則として返還しない。

第 15 申請の不受理等

1 申請の不受理

理事長は、次のいずれかに該当する申請については、これを受理しないことができる。

(1) 申請者が第 11 に定める取消し等を受け、3 年を経過していない場合

(2) 第 11 に定める取消し等を受け、3 年を経過していない法人の役員である者又は役員であった者が、申請者又はその役員である場合

(3) 申請者が、成年後見人若しくは被保佐人又は破産者で復権を得ない者である場合

(4) 申請者又はその役員が、刑法上の傷害罪、暴行罪、脅迫罪、背任罪等の罪を犯し、罰金以上の刑に処せられ、その刑の執行を終わった日又は執行を受けることがなくなった日から 5 年を経過していない場合

(5) その他理事長が試験確認を行うことが不相当であると認める場合

2 申請受理の留保

理事長は、次のいずれかに該当する申請については、受理を留保することができる。

(1) 性能評価業務において不適合又は未実施となった場合で改めて当該性能評価を申請する場合に、当該不適合又は未実施となった原因及び改善措置について説明した書類が添付されていない場合、又は、当該書類の内容が妥当でないと認められる場合

(2) その他理事長が申請受理を留保することが適当であると認める場合

第 16 その他

1 理事長は、申請者からの申請において、真正かつ公正な性能評価業務の遂行上必要と認める場合は、臨時調査を実施することができる。

臨時調査の実施については、別に定めるものとする。

- 2 この規程に定めるもののほか、危険物関連設備等の性能評価の実施に関し必要な事項は、理事長が定める。

附 則

この業務規程は、平成8年9月1日から施行する。

附 則（平成11年10月19日危保規程第11号）

この業務規程は、平成11年10月19日から施行する。

附 則（平成13年3月1日危保規程第4号）

この業務規程は、平成13年3月1日から施行する。

附 則

この業務規程は、平成14年4月15日から施行する。

附 則

- 1 この業務規程は、平成21年8月17日から施行する。

- 2 この業務規程の施行前になされた第5及び第10の申請に係る手数料の額は、なお、従前の例による。

附 則（平成22年3月30日危保規程第5号）

この業務規程は、平成22年4月1日から施行する

附 則（令和6年11月14日危保規程第12号）

この規程は令和6年11月14日から施行する。